



29原機(ふ)257  
平成29年10月27日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子炉廃止措置研究開発  
所 長 森下 喜博  
原子力防災管理者

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の施行に伴う運用について(報告)

標記については、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正(以下「改正通報規則」という。)及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の一部改正(以下「改正業務計画命令」という。)が平成29年10月30日より施行されますが、原子力事業者防災業務計画修正(以下「業務計画」という。)に係る協議中につき、法令遵守の観点から、下記のとおり運用を開始いたしますので御連絡申し上げます。

#### 記

1. 改正通報規則及び改正業務計画命令による原子力防災業務実施の運用開始時期  
平成29年10月30日(月) 午前0時から
2. 対象となる原子力事業所  
原子炉廃止措置研究開発センター
3. 改正業務計画命令施行日から業務計画届出までの間の運用方法  
原子力災害対策指針に定める警戒事象及び改正通報規則に定める特定事象を踏まえたEAL、改正業務計画命令第2条第2項に係る事項について、添付資料のとおり修正協議中の業務計画に記載している対応を実施する。
4. 業務計画修正に係る対応状況
  - (1) 関係自治体等との修正協議状況  
所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と、平成29年10月13日より、修正協議を開始し、協議中である。
  - (2) 修正届出対応  
関係自治体等との修正協議が完了し、修正届出に係る手続きが完了次第、速やかに届出書を提出する。

#### <添付資料>

原子炉廃止措置研究開発センターにおける暫定運用内容について

以 上

原子炉廃止措置研究開発センターにおける暫定運用内容について

目 次

1. 改正通報規則を踏まえた暫定運用内容（緊急時活動レベル）	
1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象	1
2) 原災法第10条第1項に基づく特定事象	2
3) 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象	5
4) 通報・連絡様式	7
2. 改正業務計画命令を踏まえた暫定運用内容（主要な施設等の設置場所）	
1) 緊急時対策所	15
2) 原子力事業所災害対策支援拠点	15
3) 原子力施設事態即応センター	15

1. 改正通報規則を踏まえた暫定運用内容（緊急時活動レベル）

1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたとき(具体的には下表のとおり)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
その他	—	<地震発生（震度6弱以上）> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき	・当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき
	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

2) 原災法第10条第1項に基づく特定事象

別表3—1—24 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL (1/3)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;</p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主排気筒ガスモニタ</li> <li>・燃料貯蔵プールエリアモニタ</li> <li>・キャスタ洗浄室エリアモニタ</li> </ul> <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が5マイクロシーベルト/時以上のものであるとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①モニタリングポスト、モニタリングポスト2</li> </ul> </li> <li>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。</li> <li>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</li> <li>・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は、原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</li> <li>・「規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。</li> <li>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は、2基以上について5マイクロシーベルト/時を検出した場合はGE01にも該当する。</li> </ul> <p>この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE02	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p>&lt;通常放出経路での気体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「排気筒その他これらに類する場所」とは以下のモニタが設置されている場所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①主排気筒ガスモニタ</li> <li>②主排気筒トリチウムモニタ</li> </ul> </li> <li>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、ふげんの「敷地境界」をいう。</li> <li>・「放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、各排気筒にて測定される計数率等で判断するものとし、別途定める。</li> <li>・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</li> </ul>

別表3—1—24 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL (2/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE03	政令第4条第4項第2号  規則第5条第1項	<p>&lt;通常放出経路での液体放射性物質の放出&gt; 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「排水口その他これらに類する場所」とは以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①放水槽モニタ</li> <li>「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、ふげんの「排水口」をいう。</li> <li>「放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水槽にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</li> <li>なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</li> </ul>
	SE04	政令第4条第4項第3号(イ)	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の放出&gt; 原子炉の運転等ための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 50マイクロシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量の水準が検出されたものとみなす</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</li> <li>「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る主排気筒及び放水槽をいう。</li> <li>「50マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。</li> </ul>
	SE05	政令第4条第4項第3号(ロ)	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出&gt; 原子炉の運転等ための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</li> <li>「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る主排気筒及び放水槽をいう。</li> <li>「その放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</li> <li>「規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の50倍以上のとき。 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類である場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。</li> </ul>

別表3—1—24 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL (3/3)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE06	規則 第7条 第1項 第2号	<施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
その他脅威	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 子	<防護措置の準備及び一部実施が必要な発生事象> その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部から自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地内に止まると防災管理者が判断した事象をいう。 ・「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量の上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100マイクロシーベルト/時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合あって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サベイマーク
	XSE62	省令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質の漏えい> 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サベイマーク
	XSE63	政令 第4条 第4項	<事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生> 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第4条第4項に掲げる事象。	・この基準は、XGE61～XGE62の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。

本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令

（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

3) 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

別表3-3-28 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (1/2)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;</p> <p>(1)原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において、又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。</p> <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①モニタリングポスト、モニタリングポスト2</li> </ul> </li> <li>・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。</li> <li>・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。</li> </ul>
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条	<p>&lt;通常放出経路での気体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。</li> </ul>
	GE03	政令第6条第4項第1号	<p>&lt;通常放出経路での液体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。</li> </ul>
	GE04	政令第6条第3項第2号	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 5ミリシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</li> <li>・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。</li> <li>・「5ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。</li> </ul>

別表3—3—28 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (2/2)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出&gt;                      原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第20条で定める基準(規則第6条第2項で定める基準の100倍)以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。</p> <p>・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは、以下の①及び②をいう。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p>&lt;施設内(原子炉外)での臨界事故&gt;                      原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</p>	<p>・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。</p>
その他脅威	GE55	規則第14条表中チ	<p>&lt;住民の避難を開始する必要がある事象発生&gt;                      その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>・「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>
事業所外運搬	XGE61	政令第6条第3項第3号	<p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の異常上昇&gt;                      火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p>	<p>○計測器等                      ・ガンマ線測定用#ベータ</p> <p>○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。</p>
	XGE62	省令第4条	<p>&lt;事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい&gt;                      事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第4条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>○計測器等                      ・表面汚染密度#ベータ</p> <p>○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。</p>

本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則((平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

4) 通報・連絡様式

様式 3-1-7 警戒事態該当事象発生連絡様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所		
警戒事態該当事象の 発生箇所		
警戒事態該当事象の 発生時刻	(24 時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> オンサイト総括による警戒本部設置の判断 <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ( )
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	原子炉の運転状態 廃止措置中  排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり ( cpm → cpm)  モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h → nGy/h、No. )
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式 3 - 1 - 8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象  
発生後の経過連絡

連絡者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注1)	
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注1)	(24 時間表示)
警戒事態該当事象の 種類 (注1)	
発生事象と対応の概 要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3 - 1 - 9 特定事象発生通報様式 (原子炉施設)

特定事象発生通報 (原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

第 10 条事象発生

通報者名 \_\_\_\_\_

第 15 条事象発生

連絡先 \_\_\_\_\_

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所			
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		(24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<p><u>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</u></p> <p>* <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>* <input type="checkbox"/> SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>* <input type="checkbox"/> SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>* <input type="checkbox"/> SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>* <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p><u>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</u></p> <p>* <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>* <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>* <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>* <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>* <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>* <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>* <input type="checkbox"/> GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ( )	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態 廃止措置中</p> <p>排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり ( cpm→ cpm)</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値 : nGy/h→ nGy/h、No. )</p>	
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式 3 - 1 - 1 0 特定事象発生通報様式（事業所外運搬）

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条通報

第 10 条事象発生

通報者名

第 15 条事象発生

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	<p>特定事象の種類</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</p> <p>* <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇</p> <p>* <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</p> <p>* <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</p> <p>* <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p>
	<p>想定される原因</p>
	<p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</p>
<p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p>	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。



様式 3-1-11 (2/2) 応急措置の概要連絡様式 (原子炉施設)

添付

応急措置の概要 (原子炉施設)

1. プラント状況 (確認時刻: 月 日 時 分)				
廃止措置中				
2. 放射性物質放出見通し (評価時刻: 月 日 時 分)				
放出開始予測時刻	月 日 時 分頃			
特記事項				
3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載) (評価時刻: 月 日 時 分)				
放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所		
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ(地上高)	m	
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量		
希ガス	Bq/h	Bq		
ヨウ素	Bq/h	Bq		
その他(核種: )	Bq/h	Bq		
4. モニタ・気象情報 (確認時刻: 月 日 時 分)				
排気筒ガスモニタ	格納容器排気筒	(cpm・cps)	補助建屋排気筒	(cpm・cps)
モニタリングポスト	名称			
	(n・μ)Gy/h			
気象情報	天候		風向	
	風速		大気安定度	
5. その他				



様式3-1-12 (2/2) 応急措置の概要連絡様式 (事業所外運搬)

添付

応急措置の概要 (輸送容器状況)

1. 輸送容器状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
事故発生時の 状況	輸送物		使用容器		
	出発地		到着予定地		
	輸送手段		/		
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明	
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明	/	/	
	特記事項				
2. 放射線量状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
距離・ 場所					
μSv/h					
3. 放射性物質放出状況等 (放出、漏えい有りの場合に記載) (確認時刻: 月 日 時 分)					
放出、漏えい 開始時刻		放出、漏えい 停止時刻			
放出、漏えい 箇所					
4. その他					

2. 改正業務計画命令を踏まえた暫定運用内容（主要な施設等の設置場所）

1) 緊急時対策所

- ・原子炉廃止措置研究開発センター内

2) 原子力事業所災害対策支援拠点

- ・原子力機構敦賀事業本部事務所
- ・原子力機構ひばりヶ丘体育館・グラウンド
- ・原子力機構ひばり寮
- ・原子力機構櫛川・敦賀寮
- ・原子力機構福井共生室
- ・原子力機構原子力緊急時・支援研修センター福井支所

3) 原子力施設事態即応センター

- ・原子力機構本部内

以 上